

## 東京大学大学院新領域創成科学研究科規則

平成11年3月16日

評議会可決

[沿革](#)

### (目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、これを定める。

### (教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、学融合を通じて新たな学問領域の創成を目指した教育と研究を行うことを目的とする。現代社会の要請とその変化に対応して、人類が解決を迫られている課題に果敢に挑戦するとともに、領域横断的な視点と高度な問題解決能力を有する国際性豊かな人材を育成し、もってより良い社会の実現に積極的に貢献していく。

2 各研究系及び各専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

### (コース)

第2条 本研究科メディカル情報生命専攻に、医療イノベーションコースを置く。

### (教育プログラム)

第2条の2 本研究科において、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

(1) 核融合研究教育プログラム

(2) サステナビリティ学大学院プログラム

2 前項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (学期)

第2条の3 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

### (修士課程の修了要件)

第3条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

### (博士後期課程の修了要件)

第4条 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以下

上在学すれば足りるものとする。

- (1) 修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年
- (2) 修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者 修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて3年
- (3) 学則第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者 1年

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第5条 各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表1の定めるところによる。ただし、第2条の2第1項に定める教育プログラムを履修する者は、所属する専攻の定めによらず教育プログラムの定めるところによる。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習（輪講を含む。）については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

3 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

4 前項の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第6条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第7条 修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを修士課程の単位とすることができる。

- (1) 学部の科目
- (2) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目
- (3) グローバル教育センターの科目

第8条 博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを博士後期課程の単位とすることができる。

- (1) 学部の科目
- (2) 修士課程の科目
- (3) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

2 修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、10単位を限度として、博士後期課程の単位数に加えることができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第9条 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届及び受験届)

第10条 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(試験)

第11条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第12条 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

(最終試験)

第13条 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

(学位の授与)

第14条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、別表2に定めるところにより、修士(科学)、修士(生命科学)、修士(医科学)、修士(環境学)、修士(国際協力学)又は修士(サステナビリティ学)の学位を授与する。

第15条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、別表2に定めるところにより、博士(科学)、博士(生命科学)、博士(医科学)、博士(環境学)、博士(国際協力学)又は博士(サステナビリティ学)の学位を授与する。

(所属専攻の変更)

第16条 所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

3 所属専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第5条に規定する単位に算入することができる。

(所属コースの変更)

第17条 所属コースの変更については、前条の規定を準用する。

(入学資格)

第18条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

2 前項の場合において、学則第16条第1項第9号及び第10号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

3 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところ

による。

- 4 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第19条 修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初め又は学期の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。

- 2 再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。

- 3 再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

- 4 再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、教育会議の議を経て、第5条に規定する単位に算入することができる。

(転入学及び転科)

第20条 学則第23条に定める転入学及び学第24条に定める転科の受入れについては、別に定める。

(特別研究学生)

第21条 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第22条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

(大学院科目等履修生)

第23条 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則(抄)

- 1 この規則は、平成13年7月10日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、

平成13年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月18日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行し、この規則による改正後の東京大学新領域創成科学研究科規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に基盤情報学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年9月13日東大規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月1日東大規則第56号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

[別表1 修士課程・博士後期課程科目表](#)

[別表2 授与する学位](#)

## 沿革

### 東京大学大学院新領域創成科学研究科規則

#### 体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

#### 沿革情報

- ◆平成11年03月16日 評議会可決
- ◇平成12年04月01日
- ◇平成13年04月01日
- ◇平成13年07月10日
- ◇平成14年03月29日
- ◇平成15年02月18日
- ◇平成15年04月01日
- ◇平成16年03月30日
- ◇平成16年03月31日
- ◇平成16年05月18日
- ◇平成17年03月17日
- ◇平成17年03月31日
- ◇平成18年01月30日
- ◇平成18年02月28日
- ◇平成19年02月20日
- ◇平成19年11月12日
- ◇平成20年02月19日
- ◇平成20年03月26日
- ◇平成21年02月17日
- ◇平成22年03月31日
- ◇平成23年03月31日
- ◇平成23年06月01日
- ◇平成23年09月13日
- ◇平成24年03月27日
- ◇平成24年06月28日



- ◇平成24年09月11日
- ◇平成25年02月19日
- ◇平成25年03月27日
- ◇平成26年02月24日
- ◇平成27年02月17日
- ◇平成28年03月03日
- ◇平成28年06月23日
- ◇平成28年09月13日
- ◇平成29年03月01日
- ◇平成30年02月28日
- ◇平成31年04月01日
- ◇令和02年01月27日
- ◇令和03年03月23日
- ◇令和04年01月17日
- ◇令和05年01月20日
- ◇令和05年12月22日
- ◇令和06年02月28日